

大分県報

平成二十八年
第二八二五号
十月二十五日

（火曜日）

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
道路区域の変更……………二
道路の供用開始……………二
建設業の許可の取消し……………二
落札者等の公示……………四

○告示

大分県告示第五百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十八年十月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請のあった年月日
平成二十八年十月十一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おおいだ成年後見権利擁護支援センター
- 代表者の氏名
田 中 利 武
- 主たる事務所の所在地
白杵市大字田井千二百九十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、成年後見制度を周知、普及するとともに、高齢や障がい、疾病等のために身体能力や意思判断能力等が不十分な人々に対して、人間としての尊厳や権利主体としての立場が損なわれず、権利擁護支援を通じて、必要なサービス・支援を確保することによって、すべての住民が自分らしい「地域自立生活」を営む基本的な権利が守られ、地域で普通に安心して幸せを感じて暮らすことができる地域づくりを図ることを目的とする。

大分県告示第五百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年十月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 変更申請のあった年月日
平成二十八年十月十二日
- 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大分市中友好協会
- 代表者の氏名
足 立 紀 男
- 主たる事務所の所在地
大分県大分市
- 定款に記載された目的
この法人は大分市を基盤として、日本・中国両国民の相互理解と友好発展に関する事業を行い、日本と中国はもとよりアジア更には世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。
- 定款変更の内容
事業の変更
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産に関する事項の変更
会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更

○公 告

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十八年十月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 処分をした年月日

別表のとおり

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、建設業の許可番号及び取消処分に係る建設業の種類

別表のとおり

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項に基づく建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

別表に記載された建設業者から、建設業法第十二条の規定により、大分県知事に対し、建設業を廃止した旨の届出があった。

このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

大分県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道日出真那井杵築線	速見郡日出町大字川崎字大峰二六六九番二地先から速見郡日出町大字大神字多良殿二五五七番二地先まで	前	一・二・六 七・二	三三七・〇
		後	一九・一 一二・〇	三三七・〇

大分県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道日出真那井杵築線	速見郡日出町大字川崎字大峰二六六九番三から速見郡日出町大字大神字多良殿二五五七番二地先まで	平二八・一〇・二五

別表

商号又は名称	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る 建設業の種類	許可の取消処分 年月日
有限会社裕建設	中津市大字永添1784-1	大分県知事許可(般-23)第7298号	全 部	平成28年7月20日
有限会社ティ・シー・エー	豊後高田市払田113	大分県知事許可(般-26)第11364号	同 上	平成28年7月28日
吉見施工吉見正孝	佐伯市弥生大字門田1715	大分県知事許可(般-26)第12169号	同 上	平成28年8月23日
有限会社徳永組	日田市天瀬町桜竹1099-6	大分県知事許可(般-23)第10638号	同 上	平成28年8月15日
坂本建築坂本譲司	日田市大肥町38-3	大分県知事許可(般-25)第10978号	同 上	平成28年8月16日
榎本建築榎本廣海	豊後高田市羽根3277-1	大分県知事許可(般-25)第12008号	同 上	平成28年8月19日
株式会社雄城	竹田市大宇会々4693-1	大分県知事許可(般-24)第2055号	管工事業	平成28年8月8日
竹田建設株式会社	竹田市大字飛田川1541-1	大分県知事許可(特・般-23)第2027号	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、しゅんせつ工事業	平成28年8月1日
丸宗工業有限会社	佐伯市大字稲垣455-1	大分県知事許可(般-28)第9548号	建築工事業	平成28年8月2日
株式会社九大技建	由布市庄内町柿原236	大分県知事許可(般-24)第9189号	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成28年8月19日
亀川設備工業株式会社	別府市亀川東町17-20	大分県知事許可(般-27)第6864号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成28年8月23日

平成二十八年十月二十五日

大分県報(公告)

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年十月二十五日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 落札に係る役務の名称及び数量

大分県庁舎清掃業務等委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十八年九月二日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社クリル 代表取締役 藤井 正典

長崎県佐世保市潮見町一番三〇号 アルフィーネ佐世保駅前203

五 落札金額

一億一千五百六千七百六十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年七月十二日